

令和7年第2回太地町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和7年6月11日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（10名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
3番 海野好詔君	5番 久原拓美君
6番 塩崎伸一君	7番 三原勝利君
8番 筋師光博君	9番 花村計君
10番 水谷育生君	11番 福田忠由君

欠席議員（0名）

なし

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君 書記 松本悟君

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総務課長 由谷陽久君
総務課企画員 久保亨一君	総務課副主幹 和田正希君
住民福祉課長 山下真一君	住民福祉課企画員 稲藪江美君
住民福祉課主幹 榊田将樹君	産業建設課長 脊古景君
産業建設課副課長 井上正哉君	くじらの博物館長 稲森大樹君
くじらの博物館副館長 中江環君	教育長 橋爪健君
教育次長 森本直樹君	教育委員会主幹 櫻井敬人君

○本日の会議に付した事件

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 承認第 2 号 太地町税条例の一部改正
- 日程第 5 承認第 3 号 令和 6 年度太地町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 6 承認第 4 号 令和 6 年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 承認第 5 号 令和 6 年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 承認第 6 号 令和 6 年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 承認第 7 号 令和 7 年度太地町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 同意案第 3 号 太地町教育委員会委員の任命
- 日程第 11 報告第 1 号 令和 6 年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書
- 日程第 12 発議第 3 号 太地町議会会議規則の一部改正
- 日程第 13 発議第 4 号 太地町議会委員会条例の一部改正
- 日程第 14 議案第 27 号 職員の給与等に関する条例の一部改正
- 日程第 15 議案第 28 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- 日程第 16 議案第 29 号 太地町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正
- 日程第 17 議案第 30 号 財産の取得
- 日程第 18 議案第 31 号 令和 7 年度太地町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 32 号 令和 7 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 33 号 令和 7 年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 34 号 令和 7 年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議員派遣の件
- 追加日程第 1 各常任委員会の閉会中の継続審査
- 日程第 23 一般質問

△開 会 午前９時００分

○議長（福田忠由君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より本会議の運営について報告いたします。筋師委員長。

○８番（筋師光博君）

報告いたします。去る６月９日、午後１時３０分より議会運営委員会を開催し、令和７年第２回太地町議会定例会運営について審議いたしました。会期は本日より６月１６日までの６日間とし、６月１４日、１５日を休会とします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。なお、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行い、終了後、一般質問を行います。日程終了次第、閉会といたします。以上、報告を終わります。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は１０名です。ただいまから、令和７年第２回太地町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりでです。

△日程第１ 会期の決定

○議長（福田忠由君）

日程第１ 会期の決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日から６月１６日までの６日間にしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から６月１６日までの６日に決定いたしました。

△日程第２ 会議録署名議員の指名

○議長（福田忠由君）

日程第２ 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、２番、森岡茂夫君、及び３番、海野好詔君を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（福田忠由君）

諸般の報告をいたします。本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありまし

た者の職氏名一覧表をお手元に配付しております。本定例会に付議されております議件は、太地町税条例の一部改正ほか17件です。次に、閉会中の議会関係の行事や会議等については、お手元に配付しているとおりです。次に、去る5月14日に開催されました和歌山県町村議会議長会定期総会において、議会議員11年以上在職として花村計君が自治功労者表彰をされましたのでご報告いたします。誠におめでとうございます。

(拍手)

○議長（福田忠由君）

次に、各常任委員長より報告事項があれば、順次報告を願います。総務厚生常任委員会委員長、久原委員長。

○5番（久原拓美君）

報告事項はありません。

○議長（福田忠由君）

産業建設常任委員会委員長、塩崎委員長。

○6番（塩崎伸一君）

特に報告事項はございません。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長、筋師委員長。

○8番（筋師光博君）

当会では、令和7年5月22日水曜日9時から、事件について、太地町議会会議規則の一部改正案について、2としまして、太地町議会委員会条例の一部改正案について審議しております。その他事項についてはありませんでした。以上のとおりです。

○議長（福田忠由君）

議会改革特別委員会委員長、久原委員長。

○5番（久原拓美君）

報告事項はありません。

○議長（福田忠由君）

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（福田忠由君）

日程第3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。今日のご苦労さまです。令和7年第2回太地町議会定例会開

催にあたり、議員各位にはお集まりいただき、ありがとうございます。今定例会に提案いたしました案件は、承認6件、同意案1件、報告1件、議案8件の計16件であります。詳細につきましては、各担当者より説明いたしますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

△日程第4 承認第2号

○議長（福田忠由君）

日程第4 承認第2号 太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

令和7年3月31日付で専決処分させていただいている、太地町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。令和7年度税制改正により、太地町税条例の上位法である地方税法などが改正されました。これに伴い、太地町税条例を改正し、令和7年4月1日より施行する必要が生じたので、この改正条例を専決処分させていただいております。改正内容は、法律の改正に伴う規定のずれの整備、軽自動車税の種別に新基準の原付バイクが導入されたことによる改正、マイナンバーカードと運転免許証が一体化されたマイナ免許証の運用が開始されたことによる改正、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の手続の改正の4点です。新旧対照表をご覧ください。1ページの第36条の2は町民税の納税義務者の申告義務について定めたもの、第63条の2は固定資産税において区分所有に係る家屋の専有部分の補正方法の申出について定めたものですが、どちらの規定も番号法と言われる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により生じた項ずれに伴う整備です。2ページをお願いします。2ページの第82条は、軽自動車税の種別割の税率について定めたものですが、第4次排出ガス規制が施行される本年10月31日をもって50cc以下の原付の生産が終了されることに伴い、新基準原付バイクが導入されたことによる改正です。第82条ウとして、新基準原付バイクの税率を2,000円と定め、これに伴う規定の整備を行っております。2ページから3ページにかけての第89条は、軽自動車税種別割の公益的なものに対する減免について定めたものですが、番号法の改正により生じた項ずれに伴う規定の整備と、第82条に新基準原付バイクの規定が定められたことによる規定の整備を行っております。3ページをお

願います。3ページから4ページにかけての第90条は、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免及び手続について定めたものですが、マイナンバーカードと運転免許証が一体化されたマイナ免許証の運用が開始されたことに伴い、当該減免手続における提示や記載事項にマイナ免許証に関することを追加する改正をしております。4ページの139条の3は、特別土地保有税の減免とその申請手続について定めたもの。5ページの第149条は入湯税の特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者の経営申告義務について定めたものですが、どちらの規定も番号法の改正により生じた項ずれに伴う整備です。同じく、5ページの附則第10条の2は固定資産税におけるわがまち特例の割合を定めたものですが、地方税法の改正により生じた項ずれに伴う規定の整備です。6ページの附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について定めたものですが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類の提出があり、減額措置の要件を該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減免措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用できるとする規定の追加です。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

資料の2ページをお願いいたします。（1）の原動機付自転車のイ、二輪のもので云々というのがある。ここが読んでもよく理解ができないのですが、もう少し説明をお願いします。それから、4ページのマイナ免許証、（5）の3番です。具体的に住民はどういうことをしなければいけないのか、これも説明をお願いします。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず2ページ、第82条、イの規定なのですが、こちらは現行で軽自動車、原付バイクの黄色のナンバーのついている、90cc以下の原付についての税率を定めているものです。続いて、マイナ免許証のところの手続を具体的に何をしないといけないかというところなのですが、まず、身体障害者の減免の申請をしていただく際に、本人確認とか障害の状況の確認とか、車両の状況の確認とかで、免許証とか車検証とか、そういうものを証拠書類として見せていただいたり、コピーをいただいたりしないといけないのですが、そこに今までは免許証とかを見せていただいていたのですけれど、その免許証がマイナカードと一緒になったマイナ保険証であれば、それを見せてくださいというような規定になります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これ僕知らなんだんですけど、今、原動機付自転車というのは125cc以下のは原動機自動車というんですか。僕は50ccまでが原付、原付って言うて、原動機付自転車は50ccやと思ったんですけど、今、125ccまでが原動機、原付になるんですか。それをちょっとここで初めて、ウに0.125リットル以下というのがあって、それも原動機付自動車というのが入ったあるんで、その辺をちょっと教えてください。いつからそんなになったのか。それから、3ページの一番下の特定免許情報というのと、4ページの免許情報記録個人番号というんですか、それから5号の道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録というのはどういうものなのか。それとこれ、免許証とマイナカードを紐づけるにはどのようにやるのか、ちょっと聞いておきたいと思います。マイナポータルからやるんですか。そして、紐づけしたメリットです。それと、6ページの13項ですか、町長はというところで、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋ということで、この特定マンションというのはどういうマンションをいうのかです。太地に当てはまるところがあるのか。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、125cc以下が原付がどうかということなのですが、すみません、いつからというところは、かなり昔からだと思うので、私もちょっと定かではないですが、現行も50ccまでが白色のナンバーでしております。50ccを超えて90cc以下、こちらについてが黄色のナンバー、125cc以下というのがピンク色のナンバーで、今も走っております、いつからというのはちょっとごめんなさい、調べ切れていないのですが、かなり前から。続いて、特定免許情報、免許情報記録とか、免許情報記録個人番号カードという、第90条に規定されているものなのですが、分かりやすく言いますと、今の運転免許証に記録されているような情報を、マイナンバーカードに入れる情報として規定されているのが、入れられた情報ですね、それが特定免許情報で、そういうのを記録しているというところの規定に、そういう記録ですと。そういう記録をされた個人番号カードのことを、マイナ免許証のことですね、免許情報記録個人番号カードという感じで規定されています。具体的に、免許証にどんなことが載っているのかなというところで申し上げますと、免許証の交付年月日とか、有効期限とか、あとは免許証の種類です、普通免許とか原付免許とか。あとは条件、眼鏡が要るとか、あとは何トンまでとか、そういう条件。あとは本籍とか、そういうものがこちらの情報にな

ってきます。メリットです。メリットについては、免許の書換えの際に優良運転者、一般運転者の方のみということで、違反をしていない方、違反をしてしまっても軽微な、1点、2点などの引かれた点数が軽微な方、こちらについてはオンラインで講習を受けることにより更新が可能となっております。あとは免許証の、例えば住所が変わったのでその書換えに行くとかいうところも、今であれば免許センターとかへ行って手続をしないといけないのですが、それを行わずに、マイナポータルとかそういうのを通じて行うことができるところがメリットとなっております。あと、こちらの最初の手続です。手続につきましては、いろいろな手続の状況にもよるのですが、一旦、マイナポータルとか自分で、家でできるわけではなくて、個人番号カードと免許証とを持って免許センターとか、警察署とか、免許証を発行してもらえる窓口、そちらへ手続に行って、新しくマイナ免許証というのを作ることになります。附則第10条の3に規定されている特定マンション、こちらが新築されてから20年以上が経過し、マンション管理適正化法による助言・指導を受けたものまたは同法に規定する管理計画認定マンションで、長寿命化に資する大規模な修繕工事を行ったものというふうに規定されておまして、町内で言えば、年数で言えば常渡のマンション、パシフィックヴィラがそちらに該当する、新築されてからの年数で言えばそちらに該当するとは思われますが、マンション管理適正化法による助言・指導または管理計画を認定されているかというところになりますと、そちらがされているかどうかという点はちょっとこちらでは分かりませんので、そういうのがされていなければ、そちらのマンションも該当にはならないというふうに考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

警察か免許センターへ行って、マイナンバーカードとそれから免許証を持って行ってやってもらおうということなんですけど、そのときは4桁の暗証番号でいいんですか。それと、これもしこういう場合があったら悪いんですけど、警察に免許証を見せなければならないというか、スピード違反とかそういうので見せなければならないときに、紐づけしておいたら、マイナンバーカードだけ出したら、それだけでいいんですか、免許を持っていなくても。それをちょっと教えておいてほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、手続の際の番号、暗証番号なのですが、4桁の番号ではなくて、もう一つの、数の多いほうの暗証番号が手続には必要となります。免許証の見せ方というところなのですが、

マイナ免許証の持ち方として、マイナンバーカードと運転免許証を一つにして、もう今までの運転免許証は返して持つ方法、要は手元に自分が持っているのはもうマイナンバーカードだけです。そういう方法と、マイナンバーに紐づけるのですけれど両方を持っておく、今までの免許証も返さずに両方持っておくという方法と、2パターンあるようで、なので見せる際には、もう一体化されているのであれば、見せる際にはどちらでも、マイナンバーカードでもいけますし、運転免許証を持っているのであれば運転免許証でもいけるというふうに考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

そしたら、白バイに捕まった場合にマイナンバーカードを出したら、病院の受付にあるようなものを持ったあるわけですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

警察がそういう、どの事務機器を用いて仕事をするかまではちょっとこちらは分かりませんが、マイナンバーカードのマイナ免許証の内容を確認できる、その場で確認できるものは持っていると思われます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第2号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

△日程第5 承認第3号

○議長（福田忠由君）

日程第5 承認第3号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

令和7年3月31日付で専決処分させていただいている、太地町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。この補正予算は、繰越明許費の変更、基金積立金の計上、太地町育英会への補助金の計上を行うものです。1ページをお願いします。この補正予算は1億2,693万4,000円を増額し、予算総額を35億9,551万7,000円とするものです。第1条にその旨、規定しております。また、第2条に繰越明許費の補正について規定しております。5ページをお願いします。繰越明許費の補正です。さきの3月議会で議決いただきました、補正予算（第6号）において設定しました、清掃センター整備事業の繰越明許費を506万円増額し、5,100万円に変更します。補正予算（第6号）では解体工事費のみを繰越明許費として設定いたしましたが、新たに当該工事に係る施工監理業務の費用を繰り越す必要が判明したことから、このたび変更するものです。次に、歳入歳出予算についてですが、歳入歳出予算の増額や歳出予算において不用額を減額することにより、基金の積立額を確保しております。また、太地町漁業協同組合様より教育振興に役立ててもらえればといただいた寄附金を活用し、太地町育英会補助金を計上しております。主なものについてご説明いたします。9ページをお願いします。特別交付税の増額は、当初予算を低く設定していたためです。循環型社会形成推進交付金は、清掃センター整備事業に係る国庫補助金です。一般寄附金は、太地町開発公社様より5,000万円の寄附をいただきましたので、多額の増額計上となっております。教育費寄附金は、先ほど申しました太地町漁業協同組合様からの寄附金です。11ページをお願いします。ふるさと納税事業委託料の減は、制度改正により寄附金が減少したことによるものです。次のページをお願いします。後期高齢者医療保険事業会計、介護保険事業会計の繰出金は、これらの会計において不用額を減額したことによる一般会計負担分の減です。15ページをお願いします。太地町育英会補助金はいただいた寄附金を全額活用し、100万円の計上です。戻りまして、11ページをお願いします。一番下の基金積立金です。今回、歳入の増、不用額の減により捻出した積立金は、財政調整基金が1億円、減債基金が6,000万円、ふるさと創生事業基金が2,000万円です。これにより、財政調整基金、減債基金、ふるさと創生事業基金ともに、当初取り崩

した額を全額積み戻すことができました。さらに、減債基金については997万6,000円、約1,000万円の増額を加えて積み立てることができました。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

11ページの総務費、説明のところで、普通旅費、特別旅費が大きく減額になっている。これは何を予定していたのかを教えてください。それから、基金積立金の三つの残額を教えてください。以上です。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

11ページの総務費のほうの普通旅費なのですけれども、こちらについてはいろいろな説明会等ありますので、そちらの旅費を予定していたのですけれども、ウェブ会議であったりとか、そういった会議が多く最近ありますので、この辺の減額になっております。特別旅費につきましては、主に海外の旅費等になるのですけれども、特にその予定がなかったということで減額しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

基金の残額なんです、まず財政調整基金なんです、4億9,005万6,918円です。続いて減債基金ですが、5億2,556万1,529円です。続いて、ふるさと創生事業基金です。こちらは4,491万2,243円です。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

8ページの株式等譲渡所得割交付金が300万の増ということで、これの説明をお願いします。それと、9ページの循環型社会形成推進交付金（資源ごみ分別回収場整備分）4,698万9,000円、これが計上された理由です。それと、9ページの一般寄附金が開発公社からの5,000万ということで、開発公社の方はちょっと質問できないので、したいのですが、これ、ほたら、まち・ひと・しごと創生事業寄附金について聞いておきたいと思います。それと、13ページの不燃物取引手数料310万、可燃物搬送処理委託料390万の減の理由も聞いておきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうから、8ページの株式等譲渡所得割交付金の増についてご説明いたします。こちらの交付金についてなのですが、株式の売買、譲渡ですね、譲渡した際に、その所得割として天引きされているものなのですが、こちらの天引きされた金額が多かったことにより増えてきているものなので、理由が一つとは限らないとは思いますが、やっぱり市場が活性化されてきたことによって、そういう動きが多くなったことで増えてきているものと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

私のほうからは、まず9ページのほうをお願いします。循環型社会の形成の交付金、4,698万9,000円でございます。本交付金は当初予算で実施設計分、解体工事分として補助金対象の事業実施が不明であったため、1,068万7,000円を当初計上しておりました。本来、事業の推進やら補助金の概算等を踏まえまして、年度中に見込額等を歳入予算として計上するところであったのですが、反省点であるのですけれども、ちょっとそれがかなわなかったんです。今回、それが令和6年度、7年度ということで分かってまいりましたので、今回、計上しておるのですけれども、解体工事の入札による減額がありまして、年度をまたぐ補助金となる対象事業分の実施状況が分かってきたということで調整が入りまして、今回、解体工事分の補助金を中心に増額。ですので、この本体の工事分が大体2億4,000万円を2か年でやるのですけれども、大体これは6,000万ちょっとぐらいを補助金としていただくことになりまして、これを6年度、7年度と振った結果、大体4,000万ぐらい今回いただくということで、上げさせていただいております。引き続き、13ページでございます。不燃物の引取り手数料なんですけれども、この不燃物とは何かと申しますと、これは瓶とか、瓦礫とかプラスチック類なんですけれども、これは実際、令和2年度が大体720万円ほど実績が上がっていきまして、これを見込んだ状態で予算計上しておったんですけれども、近年、これは470万とか500万ぐらいで収まっているような、皆さんがごみの減量に協力していただいているおかげもちょっと多少あったりするのかなと思いながら、近年、低い額が見込まれておりまして、今回、この310万円ほど減額することができましたので、計上させていただいております。また、その下の可燃物の撤去の処理、委託料なんですけれども、390万円減額となっております。この可燃物とはというのですけれども、この一般ごみとか、ふだん家庭で出していただいているごみとか、衣類とか、布団とか、可燃性の大きなごみなんですけれども、もう本当に一般的に出されるやつなんです。これに

ついても近年、大体、三千二、三百万円で収まっていると。ごみの量を見ますと、そんなに増えていないということが分かりまして、結果的に減額がかなっているということになっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

私のほうから9ページ、まち・ひと・しごと創生事業寄附金についてご説明いたします。当初予算においてふるさと納税、個人以外の寄附金について予算措置しておりませんでした。令和6年度内におきまして、企業版ふるさと納税が計2件ございましたので、増額するものであります。1社から10万円、残りの1社から100万円、ふるさと納税をいただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

まず11ページ、ふるさと納税事業委託料です。500万。制度改正により減額ということなんですけれども、9ページでふるさと納税、680万増えているわけなんです。これに対してでも委託料が減額されるのかです。この委託料というのはどういうことに使われているのか。例えば、返品の商品が少なくなるとか、価格が下がるとか、そういうことなのか、ちょっとそこら辺の説明をお願いしたいと思います。あと、基金なんですけれども、今、説明していただいたんですけれども、財調で4億9,000万、最終積立てですね、約5億です。減債基金が5億2,500万。これは町長が一番ご存じだと思うんですけれども、徐々に徐々に積立てが増えているということだと思うんですけれども、私はこれは考え方だと思うんですけれども、財調に5億も積み立てるべきなのかなと思います。それで、逆に減債基金です。今、過疎債ですか。過疎債の交付税を抜いた額の過疎債というのが、ちょっと記憶で15億なんですけれども、これは間違っていたらまた訂正してください。15億ぐらいなのかなと思うんです。だから、減債基金はなるべくその過疎債の町負担分に近づけるぐらいの、できたら基金積立てをしておいていただきたいというように思うんですけれども、そこら辺はいかがですか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

基金積立てにつきましては、議員が言われるような形で目指したいというのが本当のところであります。ただ、いろいろな経常経費以外の突発的な経費に対応するために残してお

りますけれども、言われるところは十分理解、こちらもしておまして、減債基金をちょっとでも増やしたいなというのが本当のところ、今後、それに努めてまいりたいなと思っております。ただ、現実的に年度、年度によって、歳出は海野さんも知っているようにいろいろありますので、それができるかどうかというのはまた別の話ですけれども、それは絶対目指しているところなので、減債も充実させたいなというのは考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

ふるさと納税事業委託料については、まずふるさと納税について、入で計上させていただいて、出でこの委託料を計上させていただいているのですけれど、以前にもご説明させていただきましたが、ふるさと納税の納税した額に応じて、今は5割です、5割を委託料として事業者、委託先に支払っているのですが、予算の計上の仕方として、そこは切り分けて考えております。実際に入で、例えば1億だったら1億計上して、その本来であれば、本来1億入ってきたのであれば5,000万円を事業費として払うんです。委託事業として払うんですけれど、それを1億で計上して、5,000万円を出で計上するというやり方はせずに、そこはそことしてもう別物として考えまして、今までで事業費、委託料はどれぐらいかかってきたかというところで、予想して計上しております。入のほうの寄附金についてはこれぐらい、寄附金なのでかなり不透明になるのですけれど、幾らぐらいを見込んでということで計上しているのですけれど、その際、やはり入ですので、歳入欠陥があつては困りますので、ちょっと低めに予想して計上しております。なのでこのため、今回、委託料としてこれぐらい要るであろうという支払いの分については、当初予定していたよりは要らなかったと。入については、やっぱり当初予定していたよりは低く設定しておりますので、増えてきたと。多く入れることができたということで、ちょっと矛盾したような計上になっているのですけれど。実際のところ、令和5年度の10月に返礼品に対する基準とかが変わりました、当町としてもかなりの打撃といいますか、減って、その影響でかなり5年度、6年度と、以前に比べては減ったのですけれど、5年度、6年度を比べますと、多少減ってはいるのですが、約200万から300万ほどの減でありました。委託料を支払って、向こうで例えば委託料が減額したことによって、何か今までのサービス等をやってもらうことが変わるのかどうかということについては、特に変更はなく、今までどおりのことをやっていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

減債基金のほうなんですけれども、やはり今、安定した財政運営はしていると思うのですが、やはり住民の皆さんが、特に過疎債が多いという心配もしていますから、そこら辺、できるだけ過疎債の借入分に近づくぐらいの減債基金を積み立てていけば、やはり住民の皆さんも安心するんじゃないかなというように思いますんで、そこら辺、できるだけ減債、財政調整基金はもちろんなんですけれども、やっぱり安定した財政を望むのであれば、やはり減債基金をもう少し上積みして、していくというのが本来かなというように思います。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

これまで海野議員といろいろ議論してきましたが、減債基金を増やすのに、今回もなるべく公社が努力して、公社も借金があるんですけれども、5,000万を入れてということで、私としては毎年、毎年できるだけ、どういう形であれ減債基金を、来年もできたら1,000万円ぐらい増やしたいし、この期間になったら町でもいろいろな話がありまして、3年後に町が潰れていくんじゃないかという、そういううわさもしている人もおります。また、そういう中で、海野議員が言われたことが、私自身が一番大事なんだろうなと思っております。多分、海野さんが言われたのは今、真水の部分で、15億3,846万6,311円かな。真水でですね。だから、全体からいったら15億の積立金があるんですけど、海野さんが言われるように、私自身は真水の部分で確かに15億あるにしても、町が絶対そう潰れていくということはないんですけども、さらに安心するために、減債基金をこれからもできるだけ積み立てて、真水の部分に近づけていきたいなと、そのように思っておりますので、また来年も実施、必ずそういう積立金を増やせるように努力していきたいなと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第3号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

△日程第6 承認第4号

○議長（福田忠由君）

日程第6 承認第4号、令和6年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。柵田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（柵田将樹君）

令和6年度太地町介護保険事業補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。この予算につきましては、令和7年3月31日付で専決処分させていただいております。1ページをお願いします。歳入歳出の予算補正です。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,608万8,000円を減額して、総額を4億8,183万7,000円とするものです。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、2ページから3ページのとおりでございます。6ページをお願いします。歳入予算に係る主なものです。給付実績の減額に伴う予算計上との差額です。4款、1項、1目、国庫負担金の介護給付費負担金につきましては、1,408万円の減額であります。2項、1目、国庫補助の調整交付金は410万円の減額、5款、1項、1目、介護給付費交付金につきましても、1,900万8,000円の減額であります。次のページをお願いします。6款、1項、1目、県負担の介護給付費負担金につきましては、880万円の減額です。10款、1項、1目、介護給付費繰入金は880万円の減額、4目、その他一般会計繰入金につきまして、事務費等の繰入金として130万円の減額です。一般会計からの繰入金につきましては、合計で1,010万円の減額となっております。以上、歳入に係る補正、合計5,608万8,000円の内訳でございます。次のページをお願いします。歳出に係る主なものでございます。1款、1項、1目、一般管理費で120万円の減額としております。18節の介護保険認定審査会共同設置分担金、34万円の減額であります。2項、1目の賦課徴収費につきましても10万円の減額としております。次のページをお願いします。2款、1項、1目、介護サービス給付費は居宅介護サービス給付費420万円、地域密着型介護サービス給付費900万円、施設介護サービス給付費4,200万円、居宅介護サービス計画給付費280万円と、合わせて5,840万円の減額です。いずれも当初見

込みからの利用者数や入所者数、対象者数の減少によるものです。2項、1目、介護予防サービス給付費は、住宅改修費40万円の減額です。次のページをお願いします。2款、4項、高額介護サービス費は、1目、2目、合わせて440万円の減額であります。5項、高額医療合算介護サービス等費は、これにつきましても合わせて10万円の減額です。次のページをお願いします。6項、特定入所者介護サービス等費につきましても、計画値との整合性を図り計上しておりましたが、利用件数の減少から700万円の減額となっております。9款、1項、1目、予備費につきましても、1,561万2,000円の増額です。以上、歳出に係る補正、合計5,608万8,000円となります。説明を終わります。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

資料の9ページの介護サービス給付費が大きく、5,840万減になっております。今、利用者だとか入所者の数が減ったという説明なんですけど、これが町の施策が功を奏しているのかとか、その辺のところをもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

確かに金額につきましても大きな減少となっております。これは最初の、令和6年度の当初予算におきまして、6年度から9期の介護事業計画値も反映しながら、解離がないように、この時点でもう5年度当初予算に比べ、前年度比1,700万円の減額として計上しておったのですが、施設サービス、特に施設サービス、特養とか、老健とか、ケアハウス、認知症対応型のグループホーム等において、かなり見込みを超える利用者数の減少となっておりまして、大きな不用額が発生しております。この令和7年度におきましても、このような状況がどう変革していくのかは注視しながら、翌年度、8年度の予算計上につなげていきたいと考えております。また、このような現状を踏まえて、10期計画の策定に向けて要介護認定者数の減少であるとか、介護度の重症化防止につきましても、今もやっております介護予防事業の充実によって、より一層取り組みまして、介護給付費全体のサービス費の適正化と、ひいては住民の方々に影響する介護保険料については慎重に進めていき、また、議会のほうにお諮りしたいと思っております。また、介護認定者につきましても、昨年度の同時期から比べまして20数名、介護の認定者数自体が減ってきているというのも大きな要因であります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2 番（森岡茂夫君）

まだ少し、ちょっとよく理解できないんですが、一部の住民から認定のランクが下がったという声も上がって、相談を受けているんですが、何と言いますか、利用者数を減らす介護の施策が功を奏しているのではなくて、そういうランク下げだとか、そういったことが一部行われてるんじゃないかというような懸念もあるのですが、それはないですか。

○議長（福田忠由君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

介護度のことを議員はおっしゃられていると思うんですが、これにつきましては、認定調査に行きまして、機械判定、また共同的那智勝浦町との審査会で適正な要介護度というのを判定しておりますので、その辺はないと考えております。また、介護給付につきまして予防の取組が、かなり事業をやっておりますので、その点で費用の削減につながると考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。3 番、海野君。

○3 番（海野好詔君）

すいません、まず5 ページを見ていただきたいと思いますと思うんですが、この中で款2の保険給付費です。これが全体なんですけれども、7, 040 万円減額されていると。そして、一般財源として1, 561 万2, 000 円減額になっております。昨年度、この同じ時期、私、この介護保険で質疑をしております。昨年度は私の記憶では5, 450 万減額、今回は7, 040 万の減額ということで、減額が、予算上での減額ですね、減額が増えているということなんです。極端に言えば、サービスを利用しなかったから減ったということが、まず1 点言えるかも分かりません。それかもしくは、当初予算の計上のときに過大見積りをしてしまって、本来要るべきサービス事業費が多く見積もってしまった。だからこのように減額された。2通りの考えがあると思うんですよね。これで見ますと、一般財源が本年度1, 561 万2, 000 円の減額なんですよ。ということは6年度からの介護保険料改定のときに、この予算を想定して介護保険料を取っていると思うんですよね。そうなりますと。この1, 560 万、これが現状ですよ、現状で要らなかったのではないかなというふうに考えると、保険料を値上げする必要が果たしてあったのかな。私、回っていきますと、どうしてもやはり介護保険料が高いと言われるんですよ。何でと聞かれるんですけど、前回も昨年度も明確な理由を答えてもらえなかったんです。何で高いのかちょっとよく分からないんですけど、ちょっとくどいようですけど、その基準額ありますよね。太地町7, 100 円、古座川5, 500 円、那智勝浦町5, 600 円と、物すごい開きがあるんですよ。これはちょっと関連

で言わせていただきたいんですけど、同じ職種の人が那智勝浦町の人と太地町の人で、月 2,000 円違うと言うんですよ、介護保険料が。年金額がほぼ変わらないのに。ということは太地が高いということなんです。ただ一概には、その介護度のサービスを使う部分が違うというのは分かるんですけども、あまりにも基準額が高過ぎると。なぜなのか。これをちょっと説明していただきたいと思いますけど。

○議長（福田忠由君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

海野議員おっしゃっていただいていること、こちらも重々、いろいろ分析しながら捉えておるんですけども、確かに 2 点議員おっしゃられたように、サービス費の減少に伴うということと、予算自体が過大見積りではないかというこの 2 点なんですけれども、確かにサービス費の減につきましては、先ほど森岡議員からのご質問のときにも答弁させていただいたように、それにつきましても当初の予測をはるかに超えるような減少があったということ。2 番目の当初予算の過大見積りではないかということにつきましては、これも確かに統計資料、こちらも確認したところ、出の歳出の部分が、5 年度の額から 6 年度にかけて、もうようやくちょうど下がり始めました。なので、5 年度中にこの 6、7、8 の、6 年度からの 3 期の第 9 期の計画を、3 か年を立てたところで、その辺の 5 年度中のところもよく注視しながらということだったのですけれども、確かにもう 6 年度、7 年度、8 年度の 9 期の計画につきましては、まだちょっと伸びるのではないかという、そこら辺の当局の見積りもあって、いろいろ策定委員会であるとか総務厚生常任委員会のほうにもかけさせていただいたところだったのですが、やはりそういう意味で、今となればそういうふうな保険料として、確かに 8 期から 9 期のときに 300 円お願いして、上げさせていただいたというところであります。なので、これは今、5 年度から 6 年度、7 年度と、今 7 年度、実際に進んでいるところでありますけれども、これは恐らく減少傾向が続いていくのではなかろうかということも捉えておりますので、この辺、確かに 9 期の保険料につきましては 300 円お願いして上げさせていただきましたが、10 期の介護事業計画のときにはその辺、まだ据え置けるのか、逆に介護保険料を下げれるのかというところ辺も含めて、皆さんにまたお諮りしていきたいと思っておりますので、そのように捉えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

3 番、海野君。

○3 番（海野好詔君）

昨年度も言わせていただいたんですけど、国民健康保険料、国民健康保険だったら高額な手術とか、そういうので医療費がごとと上がる場合があります。ただ、介護保険というのは

あくまでも施設へ入所する、もしくは居宅でサービスを受けるということで、そんなにむちゃくちや上がるわけじゃないんですよ。だから、去年から比べて2,000万。これはちょっとおかしいなとは思いますが。確かに、保険給付費を予算計上するとき、物すごい担当者は心配すると思うんです。予算が少なくなったらどうしようとか、その気持ちは分かるんですけども、あまりにも差が開き過ぎで、即、保険料に跳ね返ってくるということもありますので、もう決めてしまったものは、この任期は決めてしまったものは仕方ないのですが、来年度、次の介護保険を策定すると思うんですよ。私も南紀園の園長をしているときに介護保険の委員として出させていただいて、見てみると、業者任せの計画ですよ。だから、本当に実際に介護保険料が要るのか要らないのか。そこら辺も、きちっとやっぱり事務局で精査していただきたいと思います。私が委員のときに、梶田主幹はご存じだと思うんですけど、あのときも値上げしようとしたんですけど、私は値上げすべきではないということで据置きにしてもらって、そのときは赤字は出なかったと思うんですよ。だから、確かに保険給付というのは難しい。でも、あまりにもこんなに不用額を落とすようではおかしい、予算組みが。だからそこら辺、今後きちっとやっぱり精査して、検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

海野議員おっしゃることにつきましては、重々こちらも確認して、今後の予算策定、介護の事業計画に取り組んでまいります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

僕も、この介護サービス給付費の15%の減ちゅうのは非常に大きいと思うんですけども、その中で施設介護サービス給付費が減額の1割ぐらいを占めるとということで、前年度から比べてどのくらい減ったのか、それを1点だけ聞いておきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

施設介護サービスなんですが、金額で言いますと、確かにもう議員さんおっしゃるとおりの金額なんですが、特に種別で言いますと、老健であるとかグループホームのほうが、老健につきましては5年度実績が10件であったのが6件であるとか、グループホームのほうが25名だったのが22名だとか、その辺で減っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第4号、令和6年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号、令和6年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

△日程第7 承認第5号

○議長（福田忠由君）

日程第7 承認第5号、令和6年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

令和7年3月31日に専決処分いたしました、令和6年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第3号）について説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ130万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億3,015万3,000円と定めるものです。6ページをお願いいたします。歳入予算の補正です。4款、1項、一般会計繰入金ですが、事務費繰入金130万円の減額です。7ページをお願いします。歳出予算の補正です。1款、1項、一般管理費11万円、2項、徴収費9万円の減額です。8ページをお願いします。4款、1項、保健事業費につきましては110万円の減額です。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

1 点だけ。人間ドックの委託料の 1 1 0 万円の減の理由だけお願いします。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

人間ドックは令和 6 年度からの事業でして、予算では 3 0 人分計上しておりましたが、実際は 7 人の受診者でしたので、1 1 0 万円の減額となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに。3 番、海野君。

○3 番（海野好詔君）

すいません、今、関連でちょっと申し訳ないですけど、7 人ですね。みんなありがたいとは言うんですけども、受診者が少ない。あまりにも少ない。もうちょっと啓発活動なり、包括とか保健師さんが回っていくときに、こういう制度もありますよということをもう少し周知していただいたらいいんじゃないかなと思うんですけど、それはどうですか。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

6 年度は初年度でしたので、なかなか周知のほうがあまりできていなかったように思います。今後は広報なり、いろんな自分たちの地域に出向く活動の中で周知をしていきたいと思っています。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに。3 番、海野君。

○3 番（海野好詔君）

せっかく町長に認めていただいて、いい事業だと思うので、健康のためにもそういう、皆さんにお知らせするというのを徹底していただきたいというように思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

そのように努力していきたいと思っています。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

討論を終わります。これから承認第5号、令和6年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第3号)の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、承認第5号、令和6年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第3号)の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。休憩します。10時30分より再開します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長(福田忠由君)

再開します。

△日程第8 承認第6号

○議長(福田忠由君)

日程第8 承認第6号、令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算(第3号)の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(福田忠由君)

説明を願います。稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長(稲森大樹君)

令和7年3月31日に専決処分いたしました、令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算(第3号)についてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。本補正予算では基金積立金の計上を行うことから、歳入歳出それぞれ1億2,000万円を追加し、5億5,105万1,000円と定めております。4ページをお願いします。歳入についてご説明させていただきます。1款、1目、入館料につきまして、2,400万円増額しております。令和6年度の入館者数は13万1,837人で、客単価も含めて、当初見込みを超えたことによるものです。2目、1節、売店収入が700万円、3節、飼料売他が1,600万円、それぞれ附帯収益につきましても増額しております。4節、動物管理収入

につきまして、8,600万円増額しております。太地町開発公社との飼育管理委託契約に基づく管理経費において、令和3年度から5年度の収入未済分が令和6年度中に支払われたことによるものです。4目、前年度繰越金は4,000万円の減額としております。4款、小型鯨類譲渡代金につきまして、2,700万円を増額計上しております。太地町開発公社への3種8頭の小型鯨類と備品の譲渡に係るものです。5ページをお願いいたします。歳出、施設整備等積立基金積立金につきまして、1億2,000万円を計上しております。令和7年3月31日時点で、基金積立金は2億2,877万5,548円でございます。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

入館者数も言うてくれたんやけど、早口やったのでちょっと分からんので、もうちょっとゆっくり、今度はゆっくりちょっと入館者数をお知らせください。13万まで分かったんやけれど。それと、売店収入と飼料売他、売店収入が700万の増で、飼料売が1,600万の増ということで、何か一番増えたもんがあれば、ちょっと教えておいてほしいと思います。それから管理収入、3年、4年、5年度の開発公社からの収入だと、維持管理費の、今まで未収だったお金が入ってきているということなんですけれども、8,600万ということで、当初にも幾らか上がっておったような記憶があるんですけど、結局、全体で3年、4年、5年の全体でどのぐらいの額が入ってきたのか、それをちょっと聞いておきたいと思います。それから、繰越金の4,000万の減についての説明をお願いします。それから、管理収入、3、4、5ということなので、6年度分はどうなっているのか。それと、小型鯨類譲渡代金、3種8頭ということなんですけれども、この種類と頭数をお願いします。それからまた基金の残も、ちょっと聞きづらかったんで、ゆっくり数字を言ってほしいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

まず、令和6年度の入館者数についてご説明させていただきます。13万1,837人です。続きまして、売店収入、飼料売他等の附帯収益増額の理由につきましてですけれども、いろいろ理由はあるかと思います。特定するのが難しいと思いますので、推測されることをご説明させていただきます。まず売店収入につきましては、これは日頃からですけれども、新商品の開発、特にオリジナル商品の開発というのを進めておりまして、令和6年度中につきましては、例えばアルビノのバンドウイルカ、白いバンドウイルカなんですけれども、そういったここでしか飼育されていない特定の個体のぬいぐるみの作成をしたり、そういった、

うちでしか作れないような商品、そういったものの開発を進めております。また、これは販路拡大という意味で作成したものですけれども、公式ホームページからオンラインショップというのを立ち上げまして、例えば博物館に来られないお客様に関しても、ある特定の商品については購入ができるといった、そういった販路拡大の取組も行っております。ただ、これにつきましてはまだ売上げ等は伸びていない状況なので、今後の可能性としてお伝えさせていただきます。あとはいろいろ企画のイベントをしておりますけれども、そのイベントを通じて売店の商品の購買意欲をあっせんできるような仕組みづくりというのも行っております。あと、ふれあいイベント、飼料売他に係ってくるイベント体験の増額の理由についてですけれども、いろんな各種イベントがあります。餌をあげたり、イルカに触ったりとか、船に乗って餌をあげたり、そういったイベントもこの数年ずっと同じようなイベントをしているわけではなくて、お客様のニーズに合わせてイベントを廃止したり、また追加のイベントをしたり、またイベントを組み合わせて料金を割安で販売したり、そういった販売方法についても工夫しているというのが一つの要因かなというふうに思っております。また、いろいろと営業・広報を進めておりますけれども、くじらの博物館としては体験できる施設というのを売りに進めておりまして、そういったことがいろいろと認知されてきて、一定数に受け入れられて、こういったイベントというのでも販売が進められているのかなというふうに思っております。あとは日頃の係員の営業努力だったりとか意識の向上というののも一つの原因になっているかと思っております。続きまして管理収入についてですけれども、令和3年度から5年度につきまして、公社の管理未済分が入っております。当初の予算としましては、5,515万5,000円としておりましたが、今年、令和6年度の全体としては1億4,242万881円の実績があります。これは全て太地町開発公社というわけではなくて、くじら浜海水浴場ですとか、ほかの水族館からの管理収入も含まれた額となっております。続きまして、繰越金4,000万円減額の理由につきまして。こちらについては、令和5年度中については、公社からの飼育管理経費について未収だったことによって、当初の9,000万円だった繰越金が4,000万円減額したということで、処理をしております。続きまして、令和6年度中の公社との飼育管理経費がどうなっているかということについてですけれども、こちらのほうは収入未済となっております。こちらは令和7年度中に調整を進めていきたいと思っております。また、小型鯨類譲渡代金、ここに発生した鯨類の譲渡の種数と頭数によるものですが、3種8頭になりまして、内訳はコビレゴンドウが1頭、ハナゴンドウが1頭、バンドウイルカが6頭になります。最後、基金の残になりますが、2億2,877万5,548円です。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

ほたら、6年度の公社の維持管理費は7年度にまた調整ということなんですけども、現在、どのくらい残っとるんですか。それと、1億4,242万881円が動物管理収入として入ってきたということなんですけども、このうち公社の分は幾らになるのか。それとこれ、何回か僕、言わせてもうたんやけど、博物館の繰越金がいつも1億とか、そんな多かったんで、基金に積み立てたらどうなんだということを何回も言わせてもうたあるんですけど、今回、そうした処置をした理由ですね。それと、あとどれやったかな。以上です。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

まず、令和6年度中に発生しました、太地町開発公社の収入未済額についてご説明させていただきます。5,244万3,371円です。続きまして、動物管理収入のほうで、実績1億4,242万881円の中から公社がどれほどあるかということについてですけれども、1億3,791万652円です。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

今まで繰越金として計上していたものを、どうして基金のほうへ今回、運用を変えたかというところなのですが、私も財政を始めて、令和3年から財政になりまして、財政を徐々に勉強をしてきて知ってきたことなのですが、その年度中の収入をもってその年度の事業をなささいという、会計年度独立の原則というのがあるようです。そういうのを知ってきた過程の中で、その年度がプラスなのかマイナスなのかとかというところを、繰越金としてするよりも、貯まったら貯金するというようなイメージで、貯金が増えた、減ったという形で整理していったほうが皆さんにも分かりやすいのではないかとということで、館長ともいろいろ相談しまして、今回、そのようにさせていただいた次第です。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

1点だけ聞き忘れたんで。このバンドウ6頭、コビレ1頭、ハナ1頭を開発公社に譲渡したということなんですけども、これに対して、くじらの博物館の運営に支障がないのかどうか、その1点だけ聞いておきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

運営に支障はございません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

今聞いたら、客単価ということではいろいろなイベント、また商品開発、そういうことをやって客単価を上げていくということで、非常にいいことだと思うんです。なかなか入館者数を伸ばすというのは難しい部分があるのかなと。だから入ってくれた人にいかにお金を落としていただくかということがこれからの課題かなとは思っています。そういうような中で、この2億2,800万ぐらいの基金、これあるんですけども、これだけの基金で博物館として財政的に安定するのか、しているのか、もう少しやはり基金を積み立てたほうが運営上いいのか、そこら辺を教えてください。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

いろいろとご助言いただきありがとうございます。これからも附帯収益を伸ばしていけるように、いろいろな取組を頑張っていきたいと思えます。そして基金の積立てに関してですけれども、令和6年度、専決処分としまして1億2,000万積み立てさせていただきましたが、令和7年度、引き続き大きな事業も予定しております。例えば工事関係、熱交換系というような工事が発生いたしますし、また消費税というのも今年は増える見込みとなっております。そういったことで、できるだけ基金は取り崩さないようにやりくりをしていきたいと思えますが、そういった事態も発生するかと思います。また、この令和8年度以降についても、やはりちょっと施設に関してはメンテナンスが必要な部分というのはどうしてもこれから増えていくのかなというふうには思っておりますので、そういったことにも毎年対応していくためには、できる限り基金は積み立てていって、今後、健全な運営をできるように準備をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

資料4ページの博物館収入についてお聞きしたいと思います。私は今、色川の山のとっぺんにある楞厳寺というお寺の、インバウンド用のゲストハウスにする事業に取り組んでいます。国の事業なんですけど、それに関わって、先日も近隣の農家民泊の事業者と意見交換をしたんですけど、何と5月の連休で、稼働率が28日、インバウンドが87%だったんだそう

です。それがほとんど熊野古道を歩く人たち。この太地の博物館には、そういう熊野古道に興味を持って来るインバウンドの入場者数というのはあるんでしょうか。それが一つ。それからあと、諸収入の売店収入。これは私も友人・知人に太地のお土産を渡したくて、オンラインをよく見る、チェックするんですが、ホームページのデザイン、それから品数が、やはりちょっと期待外れだと思います。あれを充実させれば、もっと利用者は増えると思います。その辺のところを今後どうしていくのか、それも聞かせてください。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

熊野古道を含めて、南紀に来られるインバウンドとくじらの博物館の集客に関してどういったリンクがあるかということかと思うのですけれども、まず、熊野古道に来られているお客様がくじらの博物館に必ずしも寄っているか、多く寄っているかというのは、これは肌感になりますけれども、そんなには多くないと思っています。いろいろインバウンドのお客様、ここら辺の地域にも見受けられますけれども、目的がそれぞれ国によっても、団体によっても、個人によっても違うというふうに感じております。ただ、近くには来ているということでは分かっておりますので、そういったお客様にも誘客できるような仕組みづくりだったりとか広報というのは、今後、進めていかなければいけないというふうに考えております。二つ目のホームページのデザイン、また、売店のミュージアムショップ、オンラインショップの内容についてですけれども、デザインについては個人的な考えですけれども、前回よりもかなりブラッシュアップして、生き物を飼育する施設、鯨の捕鯨や歴史や文化、そういった紹介をする施設、いろんなうちの特徴を捉えたデザインになっているのではないかというふうに私は考えております。また、オンラインショップのラインナップについてはいろいろ考えがありまして、ここで例えば売店商品のラインナップを充実させていくと、実際にくじらの博物館に足を運んでいただけないお客様もいらっしゃるのではないかと、そういったことも考えてありまして、今後、様子を見ながら商品のラインナップについては検討させていただければありがたいです。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第6号、令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第6号、令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

△日程第9 承認第7号

○議長（福田忠由君）

日程第9 承認第7号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は393万3,000円を追加し、予算総額を30億67万円とするものです。第1条にその旨、規定しております。この補正予算は和歌山県知事選挙に係る予算を調製したものです。7ページをお願いします。和歌山県知事選挙に係る費用として、各種報酬、投票事務手当などの人件費のほか、消耗品や郵便料などのもろもろの経費を計上しており、財源は県支出金です。なお、皆さんご承知のとおり、県知事選挙が急遽行われることとなり、早急に対応する必要があったため、この補正予算は令和7年4月24日付で、町長の専決処分とさせていただいております。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第7号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第1号）

の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第7号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

△日程第10 同意案第3号

○議長（福田忠由君）

日程第10 同意案第3号、太地町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

榎本明生氏が適任と認めて提案するものであります。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

榎本氏の出身地と、それから経歴、それからほか3名の教育委員の名前をお願いします。

○議長（福田忠由君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

まず出身地ですけれども、三重県熊野市となっております。経歴でございますが、昭和53年3月に大阪音楽大学音楽部を卒業後、同年4月より平成28年3月に定年するまでの間、三重県の教職員として熊野市立の小学校や中学校、あと紀宝町の小学校で勤務をされております。その後、平成28年4月から令和7年3月までは、那智勝浦町で非常勤講師や支援員として勤務をされております。教育委員のメンバーでございますけれども、山田てるみさん、森要さん、漁野伸哉さんの3名となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

討論を終わります。これから同意案第3号、太地町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、同意案第3号、太地町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

△日程第11 報告第1号

○議長(福田忠由君)

日程第11 報告第1号、令和6年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を行います。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(福田忠由君)

報告を願います。執行会計管理者。

○会計管理者(執行貴弘君)

令和6年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明させていただきます。計算書をご覧ください。令和6年度から令和7年度への繰越明許費として繰り越した金額は、5事業分、合わせて9,456万3,000円です。それぞれの特定財源についてご説明しますと、トイレカー整備事業が、1,150万円が国庫補助金、1,150万円が一般補助施設整備等事業債です。戸籍・附票システム標準化事業は、1,509万2,000円が国庫補助金です。住民税非課税世帯支援事業は、481万9,000円が国庫補助金です。住民税非課税世帯支援事業(こども加算)は65万1,000円が国庫補助金です。清掃センター整備事業は、4,734万2,000円が国庫補助金で、361万8,000円が過疎債です。なお、この過疎債のうち171万8,000円については、既に借り入れている既収入特定財源です。なお、住民税非課税世帯支援事業、住民税非課税世帯支援事業(こども加算)については、事業開始が年度末であり対象者の申請状況も不明確であったため、繰越明許費として1,980万9,000円、129万3,000円とそれぞれ設定しましたが、対象者の申請が思ったよりも早く年度内に処理できた件数が多かったため、実際の繰越額は住民税非課税世帯支援事業が481万9,000円、住民税非課税世帯支援事業(こども加算)が65万1,000円でした。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

報告を終わります。質疑があれば許可いたします。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

トイレカーの整備事業なんですけれども、この後、議案第30号で財産の取得で出てくるのに、何で令和6年度からの繰越しになるのか。それと、あと二つです。戸籍・附票システム標準化事業と清掃センター整備事業の繰越しの理由をお願いします。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、トイレカー整備事業の繰越しなのですが、こちらの事業は令和6年の年末の、国会のほうの補正予算でつきました補助金と補正予算債というものを財源として行っているのですが、この事業が、令和6年度の事業としてまず申請しないと、国の補助金で地方債の該当にはならなかったんです。ただ、実際のところ、各ほかの市町村も同じなのですが、財源が決まったのが12月ということで、実際の事業自体が年度末ぎりぎりのところもありまして、ほとんどの自治体がそのために繰越しして、実際に購入するのは7年度ということで、そのために繰り越しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

私のほうは戸籍・附票システム標準化事業をまず回答させていただきます。まず、戸籍・附票システム標準化事業につきましては、戸籍事務の標準化に係るクラウド化に伴う改修費用として契約締結を行いました。システム改修作業は現在進めております。事業自体は令和8年2月の完成ということで、ベンダーへの支払いというんですか、それも令和7年度ということになりまして、この8年2月をめどに作成しておりますので、この繰越しという作業をさせていただきます。次に、下の清掃センターの分なんですけれども、この整備事業はさきの令和6年度の専決、先ほどの7号補正にて増額の報告をさせていただいたところでございますけれども、こちらは旧清掃センターの解体工事と資源ごみ分別場の整備ということになりまして、令和7年2月3日に臨時議会において解体工事の請負契約を議決いただいたところでございます。そのため、これは継続して実施しております。また、監理事業につきましても、作業業務がなく、引き続き6年度も予算化ということで、先ほどご説明させていただいたように実績がなかったので、6年度の事業を7年度に引き継がせていただいて、そのまま事業継続というふうにさせていただきます。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

トイレカーの地方債、1, 150 万円と、清掃センター整備事業の地方債、190 万ですか。これの交付税交付金の算入率を教えてください。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

トイレカー整備事業の1, 150 万については、起債の種類が一般補助施設整備等事業債、補正予算債の中のこういうグループの起債なのですが、これは交付税算入率50%です。清掃センターのほうは過疎債ですので70%です。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。令和6年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告は以上のとおりであります。

△日程第12 発議第3号

○議長（福田忠由君）

日程第12 発議第3号、太地町議会会議規則の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

本条は議会の会議時間その他、その変更の取扱いについて規定するものでございます。これまで、開議時刻前に会議時間を変更することは議長の権限として可能と解釈しておりましたが、ただし書に議員からの異議があった場合についての規定があり、会議中でない時間に議長が会議時間を変更することについて、規定上から読み取りにくいという課題がございました。今回の改正は第2項を改正し、第3項を新設するものでございます。第2項は会議時間内に議長が会議に宣告することにより、会議時間の変更をすることができることを規定する、ただし書は議員2人以上から異議があった場合の規定であります。第3項は会議中でない時間は会議への宣告ができないため、規定するものでございます。会議中でないときの会

議時間の変更が考えられるときとしては、台風の接近等により災害の発生が予測されるため、緊急に開議時刻を変更する必要があるときや、審議未了のままの閉会を防ぐため、定例会最終日の休憩中に閉議時刻を延長する必要があるときが想定されます。そのため、単に必要なと認めるときではなく、特に必要があると認めるときに限り、その例示として、緊急を要するものとしております。次に、第39条、第101条でございますが、誤りと思われる部分がありましたので、この際、併せて改正を行います。まず第39条は、議会運営委員会に付託することができるの次に、「ただし、」を加えるものでございます。続いて、101条の改正でございますが、101条は第2項とあるのは誤りであり、第1項に改正するものでございます。最後に、103条の改正でございますが、本条は議場に入る者の服装、携帯品の禁止について規定するものでございます。今回の改正では、「外とう、襟巻、かさ」の表記を「コート、マフラー、傘」に改め、「つえ、写真機及び録音機」を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めるものでございます。「外とう、襟巻、かさ」については法令の表記に合わせて改めるものでございます。「つえ」については、既に標準町村議会傍聴規則において、障害者差別解消法の施行に鑑み平成27年5月に削除していることから、同様な趣旨として削除するものでございます。写真機及び録音機の類は昭和48年の町村議会標準会議規則の改正時に、一部の議員ではあるが、これらの機器を使用して自己あるいは執行機関の発言を収録・再編して宣伝の具として住民に真実を伝えない事例もあったため、これを防止するとの理由で挿入されたものでございます。しかしながら、デジタル技術の進展により、タブレット端末やスマートフォンなど、撮影機能や録音機能を持った多機能な機器が登場し、改正当時は社会情勢が大きく異なっていることから、議会の審議においてこうした機器を活用するにあたり、厳格に解するとこの規定が支障になるとの声が複数の町村議会から寄せられていること、この規定が標準都道府県議会会議規則及び標準市議会会議規則にはない規定であること等から、写真機及び録音機の類を削除するものでございます。ただし、これにより議場において撮影、録音を解禁するものではなく、会議中にこれらの機器の私的な利用を認める趣旨ではないということで留意願いたいと思っております。また、病気その他の理由により、必要な携帯品については本条のただし書により、議長の許可を受けた場合に持込み可能と規定されているが、病気・障害等のある者が会議に出席するために一般的に必要なと認められる携帯品、例えば車椅子等の補装具、携帯用酸素吸入器等の医療機器等が想定されますので、これらについては届出制とすることが合理的であるということから、改正するものでございます。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから発議第3号、太地町議会会議規則の一部改正を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号、太地町議会会議規則の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第13 発議第4号

○議長（福田忠由君）

日程第13 発議第4号、太地町議会委員会条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（福田忠由君）

説明を願います。8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

本件についても、5月22日、議会運営委員会で協議させていただいております。それでは説明させていただきます。最初に、第5条の改正でございますが、本条は特別委員会の設置について規定するものでございます。今回の改正は、本条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に表現整理するとともに、第3項に「特別委員は委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する」を新設するものでございます。これは、特別委員の選任について規定した第7条第3項中「議会において選任し」が同条第4項中「議長が会議に諮って指名する」と重複していることから、「議会において選任し」を削り、本条第3項に移動させるものでございます。次に、第7条の改正でございますが、本条は常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任手続を規定するものでございます。今回の改正は、旧第7条の規定から第2項を削除し、第3項の特別委員の在任期間に関する規定中、「議会において選任し」を削り、第5条中第3項に移動させ、第1項を第2項とし、第4項を第1項とし、第5項から第7項までを2項ずつ繰り上げるものでございます。これは、旧第2項「常任委員及び議会運営委員は会期の初めに議会において選任する」と、旧第5項「任期満了前の選

任」との適用関係が条文上明確でないとの指摘があること、委員の選任時期は町村により様々であることから、選任時期に誤解が生じるものとなっていることでございます。また、旧第3項の特別委員の選任に関する規定は、「議会において選任し」が旧第4項「議長が会議に諮って指名する」と重複していることからでございます。続いて、第14条については、「ただし、」の次、第15条は誤りですので、この際に第16条に改めるものでございます。最後に、第26条の2第3項ですが、標準町村議会委員会条例の表現に合わせたく改正するものでございます。以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから発議第4号、太地町議会委員会条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号、太地町議会委員会条例の一部改正は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第27号

○議長（福田忠由君）

日程第14 議案第27号、職員の給与等に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

改正内容について説明いたします。今回の改正は仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に関する改正で、妊娠出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や、制度利用、働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮をすることを義務づけ、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援します。新旧対照表をご覧ください。

ください。1 ページの中段から下、今回の改正の骨子であります、第 33 条の 4 の条文を新たに追加します。内容といたしまして、第 1 項で、任命権者は妊娠または出産等について申出をした職員に対し、深夜勤務・時間外勤務の制限、産前産後休暇などの出生時両立支援制度等の請求や、申出に係る意向を確認するための措置などを講じなければならないことを規定しています。また、第 2 項において、3 歳に満たない子を養育する職員に対して、育児休業などの育児期両立支援制度等の請求等に係る意向を確認するための措置などを講じなければならないことを規定しています。3 ページをお願いします。3 ページの改正は、新たに第 33 条の 4 の条文を追加することから、改正前の第 33 条の 4 を第 33 条の 5 に、改正前の第 33 条の 5 を第 33 条の 6 にする改正です。附則の第 1 条として、この条例は令和 7 年 10 月 1 日より施行します。また、第 2 条として経過措置について定めております。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

意向を確認して、これはどうするんですか。そのとおりに職員ができるんですか。これはちょっと規則を読んでも、ちょっと条例を読んでも分かりにくいんですけども、その辺をちょっと分かりやすく、ちょっと説明してほしいんですけど。お願いします。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

なかなか、ちょっと条文をどう見てもややこしいのかなと思いますけれども、簡単に言えば妊娠・出産した職員に対して、総務課の福利厚生担当職員等が面談等で、時間外勤務労働の制限ですとか、産前産後休暇などの請求や申出に係る意向を確認することが義務づけられております。それは配慮するということになりますので、仕事に支障のない限りは、その希望に沿った形であるようにするというようになります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。3 番、海野君。

○3 番（海野好詔君）

この施行期日なんですけれども、第 1 条で、この条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行するということで、施行日が決まっていますよね。通常、2 通りのやり方、施行の仕方がありますよね。日にちを決めて施行する。もう一つは、公布の日から施行するということがあるんですけども、なぜこの条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行すると、先の日を指定しているのか、ちょっとそこら辺を説明してください。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

なぜ7年10月1日ということなのですかけれども、これにつきましては人事院規則のほうの一部改正がありまして、そちらのほうで7年10月1日施行ということになっておりますので、一応こういった形でさせていただいております。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

上級法でそうになっているのであれば仕方ないんですけれども、これはあくまでも職員にとってメリットのある法律ではないかなとは思うんですよね。だから、できるだけ職員が速やかに取れるような形の公布のほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺どうですか。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

議員ご指摘のとおりだと思いますので、その辺が第2条でうたっていることかなと考えております。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

確認なんですけど、この1ページの申出をした職員というのを、この適用範囲なんですけど、これは、条例の中にある職員の育児休業等に関する条例の第2条に、いろいろ定年が延期になった者とか、いろいろ書いてありますが、これの範囲内ということによろしいんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

その対象となる職員の範囲なんですけど、当然、一般職員もそうですし、会計年度任用職員についてもなるんですけど、短時間勤務の職員については適用にはなりません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第２７号、職員の給与等に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第２７号、職員の給与等に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第１５ 議案第２８号

○議長（福田忠由君）

日程第１５ 議案第２８号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

改正内容について説明いたします。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児時間の取得パターンの多様化等に関する改正で、現在公務における育児時間は現行法制上、１日に２時間の範囲内で取得できます。今般、育児を行う職員が就業しつつ子を養育することを容易にするための新たな休暇に相当する措置として、１年に１０日相当時間数の範囲内で、１日当たりの時間数の上限なく育児時間を取得できるパターンを追加します。なお、このパターンの育児時間と現行の育児時間のいずれかを取得するかは、職員による選択制とします。さらに非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大します。新旧対照表をご覧ください。１ページ目の下段、第１８条について、現行の１日に２時間の範囲内で取得できる部分休業を、第１号部分休業に改正します。２ページの下段以降、第１８条の２、第１８条の３、第１８条の４については、第２号部分休業として、今回の改正の骨子である１年に１０日相当時間数の範囲内で、１日当たりの時間数の上限なく、育児時間を取得できるようにするための条文等の追加になります。３ページをお願いします。３ページの下段、第１８条の５については、地方公務員の育児休業等に関する法律の条文の追加に伴い、新たに追加した条文になります。附則の第１条として、

この条例は令和7年10月1日より施行します。また、第2条として経過措置について定めております。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第28号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時00分

○議長（福田忠由君）

再開します。

△日程第16 議案第29号

○議長（福田忠由君）

日程第16 議案第29号、太地町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

太地町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。水道事業に携わる職員の減少等に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の確保が難しくなっていることから、水道法施行令及び水道法施行規則が一部改正されました。これに伴い、条例の一部改正を行うものです。新旧対照

表をお願いします。1 ページから 3 ページまでの第 3 条については、布設工事監督者の資格に必要な学歴及び学科要件の追加、並びに実務経験年数の見直しによる改正です。大学において土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者の実務経験年数を、履修した学科目にかかわらず 1 年 6 か月以上に統一する改正や、学科要件に機械工学科や電気工学科などを追加する改正となっております。また、1 級土木施工管理技士を新たに資格要件に追加しております。3 ページから 5 ページまでの第 4 条については、水道技術管理者の資格に必要な学歴及び学科要件の追加、並びに実務経験年数の見直しによる改正となっております。大学において土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者の実務経験年数を、履修した学科目にかかわらず 1 年 6 か月以上に統一する改正や、1 級土木施工管理技士を新たに資格要件に追加する改正となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

これは見た限りでは、改正前はこの 1 ページが、1 年が 1 年 6 か月とか、1 年 6 か月を 2 年とか、2 ページの 6 号なんかは 4 年以上とかなってとるんですけど、結局これは取りやすくするのか、取りにくくなったのか、その 1 点だけ聞かせてください。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

布設工事監督者や水道技術管理者の確保をしやすくするように、資格要件をちょっと緩和したというか、増やしたことになります。以上です。取りやすくなっています。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。2 番、森岡君。

○2 番（森岡茂夫君）

資料 1 ページの布設工事監督者、その後の水道技術管理者のところにも、旧大学令における土木学科と。この旧大学令というのは何かちょっと教えてください。それから、機械工学科のほう、機械工学科、電気工学科、これらに相当する課程というのがあります。これが今、太地町の職員の中にこれに該当する方はいるのでしょうか。そしてあと、私、建築学科なんですけど、建築学科の中に設備工学というのがありまして、国家資格の中にも設備設計一級建築士というのがあるんですが、これがこれらのここに定められていることに同等とみなされるのかどうか、その 2 点を教えてください。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

旧大学令ということなんですけれども、1918年に大学令が制定されて、官立の単科大学や公立、私立の単科大学が公認されるようになりました。また、学部の研究科を置き、総合大学ではその研究科を総合して大学院と称しております。また大学令により、公立は都道府県市立に、私立は財団法人に限定し、その設立・廃止は文部大臣に認可されることとなったとなっております。この大学令公布により、帝国大学令も改正され、分科大学が学部となり、教員が分科大学所属から大学所属へと変更されたこととなっております。戦後、大学令は学校教育法の施行により廃止されたとなっております。先ほどの設備工学科につきましても、これに相当する課程と私は認識しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

答弁漏れありますか。

○2番（森岡茂夫君）

該当職員がいるかどうか。

○議長（福田忠由君）

引き続き、脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

当町の職員では該当する者はありません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第29号、太地町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号、太地町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

○議長（福田忠由君）

日程第17 議案第30号、財産の取得の件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

説明いたします。財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。内容といたしましてはトイレカーの購入となります。契約の目的、トイレカー1台の購入。入札の方法、随意契約。契約の金額、2,300万171円。契約の相手先、福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2933番地9、株式会社モンテリオン、代表取締役佐藤友香。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

去年の9月定例会で、みなべ町がトイレカー購入で大変もめましたよね。最終的には議長裁決で購入に至ったわけですけど、そのもめた理由が随意契約がおかしいと。トイレカーはいろんなメーカーが提供しているということで、紛糾しておりました。そういう事例があるのに、あえて随意契約を結んだ理由をお聞かせください。それから、購入した後は保管場所はどこになるのでしょうか。それから、これは何トン車なのか。そしてあと、オストメイトのトイレもついているようですが、リフトはついているのかどうか教えてください。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

今回、当町が導入しますトイレカーの仕様につきましては、3トントラックでございます。男性用が、小便器1基と洋式トイレが2基、女性用が洋式トイレ2基、あと多目的トイレ1室の仕様で、浄水設備が搭載されたトイレカーであります。浄水専門性が高く、3トントラック型で、浄水設備が搭載されたトイレカーの製造は現在、株式会社モンテリオンのみですので、今回は随意契約で行っております。あと、リフトがついているのかということなのですが、リフトはついてございます。保管場所についてなのですが、前回の議会でもちょっと答弁させていただいたんですけども、現在のところ一応グリーンピアであるとか、いろいろご指摘もあったんですけども、できれば平見地区では置きたいと思うんですけど、今、ちょっとまだ最適な場所がございませんので、グリーンピア南紀跡地でありますとか、あと椰の裏手の車庫とか、その辺を検討しながら今後考えていきたいと思います。以上

です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

浄水設備というのは、水のタンクがついていると思うんですが、それが何リッターなのかです。今、和歌山県が推薦して、みなべ町だとか上富田町だとか、次々にこのトイレカーを買ってますが、その何か全国的な協定を結んで、災害時には支援いたしますよとか、そういう協定の輪が広がっているようなんですが、太地町はそれに参加するのかどうか、それも教えてください。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

給水タンクにつきましては700リットルでございます。あと、トイレカーの協定を結ぶかという話なのですが、一応導入してから、またその辺をいろいろ上司と相談しながら検討したいと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この随意契約のことなんですけども、古い資料を僕はネットで見たんですけど、モンテリオンという会社は創業2020年4月で、従業員数が2024年1月で、オフィスが5名で工場が22名という、本当に小さな会社なんですけども、本当にここでしかこの車、こういう車は作られてないのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

ここのモンテリオンという会社なんですけれども、いろいろ導入を検討している県内の自治体とか県と情報共有しながら、うちが希望しております3トントラックの、浄水器付きのトイレカーについては、モンテリオンのみで製造しているということでしたので、そこに選定しました。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

討論を終わります。これから、議案第30号、財産の取得の件を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、議案第30号、財産の取得の件は、原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第31号

○議長(福田忠由君)

日程第18 議案第31号、令和7年度太地町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(福田忠由君)

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者(執行貴弘君)

太地町一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は1億1,325万3,000円を追加し、予算総額を31億1,392万3,000円とするものです。第1条にその旨、規定しております。また、第2条に地方債の補正について規定しております。この補正予算は、人事異動に伴う人件費の補正や追加事業などの補正です。主なものについてご説明いたします。8ページをお願いします。総務費国庫補助金として計上している物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、14ページに計上しております定額減税補足給付金(不足額給付)支給事業の財源です。循環型社会形成推進交付金は、清掃センター整備事業の財源ですが、この財源を過疎債に振り替えるための減額です。参議院議員通常選挙委託金は、当初計上漏れのため、今回計上させていただきました。次のページをお願いします。和歌山県公立学校給食費無償化事業補助金は、小学校・中学校の給食費に係る補助金です。次のページをお願いします。過疎対策ハード事業は、清掃センター整備事業の国庫補助金を過疎債に振り替えた分です。過疎対策ソフト事業は、今年度借りられる枠が増えたことによる増額です。緊急防災・減災事業債は、防災行政無線全国瞬時警報システム、通称Jアラートの更改業務に係る財源です。次のページをお願いします。中ほどの電話主装置用電源改修工事です。停電時でも電話が使用できるよう、停電時に非常用

電源に切り替わるようにする改修工事を行います。下のほうの全国瞬時警報システム受信機更改業務委託料です。当該受信機のソフトウェアが令和8年度末までのサポート期限となっているため、それまでに更新しなければならないのですが、緊防債の活用が確実に見込める本年度中に更改するための計上です。その下の夏山地区避難路法面对策工事は、夏山地区避難路ののり面が風化により少しずつ崩れかかっておりますので、それに対応するための工事です。14ページをお願いします。中ほどから下の、定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業です。昨年度、定額減税調整給付を行いました、その後、令和6年分の所得税額が確定したことや、所得構成や扶養の構成などにより令和6年度の住民税が変わったことにより、定額減税調整給付の額に不足が生じた場合に追加で給付を行う事業です。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この9ページの、給食の税金化事業補助金というんですか、無償化事業補助金352万8,000円、これについてもう少しちょっと聞かせてほしいと思います。それから、その下の商工費寄附金700万についてもお願いします。それから、11ページの夏山地区の避難路法面对策工事、これは夏山地区の避難路は最近ついたんじゃないんですか。それがもうのり面が何かおかしくなっているんですか。それと、12ページのじゅんかんバスの運行費、財源更正ということになっていますけど、再度ちょっと説明をお願いします。それから、14ページの定額減税補足給付金（不足額給付金）、これちょっと分かりにくいんですけどね、まだやっておるんですか、これ。これ1年限りやったですよ。まだあるんですか、これ。非常に分かりにくい、財務省の役人しか分からんような給付金なんですけど、これも再度、ちょっと分かりやすく説明してほしいんですけどね。この2,100万も不足分があるんですか、太地町で。この辺をちょっと説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

私のほうで、まず9ページのほうをお願いします。和歌山県公立学校給食費の無償化の補助金でございますけれども、これにつきましては県のほうが昨年10月に、公立学校において給食費を無償化する場合には補助金を出しますよということで、昨年10月からひとまず半年間というところで補助事業がありました。ただ、令和7年度以降というのがちょっとまだ、この当初予算の段階では不透明な状況でありましたので、そのときはひとまず一般財源でという対応で組んでおったのですけれども、今回、事業化されましたので、このタイミン

グで補助金を計上させていただきました。以上です。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

私のほうからは、11ページの防災諸費の14節、夏山地区避難路法対策工事なんですけれども、これにつきましては繰越事業としまして、6年度に整備した夏山地区避難路沿いのり面というんですか、一部風化した箇所が、ちょっと岩が風化した箇所がちょっとありましたので、安全性を考えまして対策工事を行いたく、今回予算を計上しております。工事内容としましては植生土のうを積み上げる工事を予定しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

私のほうからは9ページのほうをお願いします。商工費寄附金なんですけれども、花火大会の開催に当たって役立ててほしいということでご寄附をいただきましたので、17ページのほうにあります、観光費で財源更正を行っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうからは、12ページのじゅんかんバス運行費の財源更正についてご説明いたします。じゅんかんバス運行費については、過疎対策事業債のソフト事業分という起債を活用して事業を展開しております。今回、過疎対策のソフト分というのが、その市町村によって枠、上限額というのがあるのですが、その上限額が今回90万円ほど増えましたので、その分、入において増額計上させていただいた分の更正になります。以上です。

○議長（福田忠由君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

私のほうからは、14ページの定額減税補足給付金支給事業のほうを説明させていただきます。こちらにつきましては、令和6年度の9月ぐらいからやらせていただいたのですが、住民税の課税世帯に対して1人、所得税3万円、住民税1万円、計4万円の定額減税ということでさせていただきました。その際、計算の基礎としたのが6年分の所得ということで、実際、これは9月でしたので、6年分の所得が分からず、令和5年分の所得を用いることとなりました。その際、確定というのがまだ見えていなかったんです。それで、令和6年分の所得というのがやっぱり確定した現在、本来給付すべき所得額と当初調整した額に不

足が、差額が生じた方に対して、その分をお支払いするというような事業であります。実際は2, 100万という数字、恐らくこういうふうには伸びないというふうに考えています。というのは、ここでシステムを改修するんですけれど、システムで測った上で分かるようにして、ではこの2, 100万円はどうしたかという、前に似たような事業があったんですけれども、その最大2, 069万円ぐらい、500人の方という事業の実績がありまして、最大これ以内であれば収まるであろうということで、こういう予算計上をしたという事例でございます。この対象となる方なのですけれども、令和5年所得に比べ令和6年所得が減少した方とか、子供の出生等、扶養の親族等が6年中に増加したであるとか、あとはまた申告してその条件に当てはまったなど、いろいろな状況を加味して、皆さんに不足がないようにお渡しするというふうな事業になっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この9ページの、花火大会のこの商工費寄附金700万の、これは内訳はあるんですか。どこから来たあるんですか、これ。それから、給食費無償化という言い方はやめて、税金化としたらどうですか。そのほうがよく分かると思うんですけどね。無償化と言ったらただみたいな感じでさ。税金化にしたほうが非常に分かりやすいと思うんやけど、どうですか。無償と言ったら本当に無償みたいなんやけど、結局、税金が使われとるんですから、僕は税金化のほうがみんなよく分かるんちゃうかなと思うんですけど。それで、この補助金を受けたのは太地町だけですか。それと、定額減税というのは今回で、もうこれで終わりですということなので理解しておいたらいいいですか。これ1回きりですよ。その辺、ちょっとお願いします。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

9ページをお願いします。商工費寄附金の内訳なんですけれども、太地町開発公社から400万円、太地町漁業協同組合200万円、太地水産共同組合100万円となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

定額減税について、今回1回のみかというご質問なんですけれども、現在のところ不明であります。以上です。

○議長（福田忠由君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

この名称なんですけれども、いろんな意見があるかと思いますが、一応、今回は県の補助金の名称に合わせて記載をしております。この補助金を申請するのは太地だけかというところですけども、一応、これから当町も申請する段階で、多分、ほかの町も同じだと思います、タイミング的には。だからちょっとまだ、どこが申請するかはちょっとまだ把握はしておりません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

定額減税なんですけども、もう1回きりにしてくれと頼んだらどうですか。

○議長（福田忠由君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

国の物価高騰対応重点支援臨時交付金というものを活用しておりますので、国から何かしらの通知が来ない限り、そんなことは言えないと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。原案に反対者の発言を許可いたします。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

原案に反対いたします。僕は当初予算でもこの花火大会のことについて、当初予算に反対したもんで。開発公社から400万、漁協から200万、水産から100万ということでもありますけども、私の持論はやっぱり町民から寄附を集めて、町民全体で盛り上げるべきだということで、この案には反対しております。水産も町民に分配するというか、それもしばらくしていない中で花火大会に100万も寄附するというのは、僕はちょっと理解できやんのやけど、やっぱり水産は水産で町民に、僕は配ったってほしいなと思います。ここで反対せなんたら、また町長におまえ賛成したやないかと言われるもんで、原案に反対しておきます。

○議長（福田忠由君）

原案に賛成者の発言を許可いたします。8番、筋師君。

○ 8 番（筋師光博君）

私は適正に処理されていると思いますので賛成いたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。異議がありますので、本件は挙手によって採決します。議案第 31 号、令和 7 年度太地町一般会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

○議長（福田忠由君）

挙手多数です。したがって、議案第 31 号、令和 7 年度太地町一般会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

△日程第 19 議案第 32 号

○議長（福田忠由君）

日程第 19 議案第 32 号、令和 7 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 1 号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

令和 7 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 1 号）について説明させていただきます。まずは 1 ページをお願いします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 662 万 2,000 円を追加し、予算総額をそれぞれ 5 億 1 億 4 千 1 万 4,000 円とするものでございます。6 ページをお願いします。歳入です。3 款、2 項、国庫補助金として 627 万円の増額補正です。これは子ども・子育て支援事業補助金で、歳出予算に計上いたします国民健康保険税システム改修に係るものであります。全額補助となっております。次の 4 款、1 項、県負担金、特別調整交付金は 35 万 2,000 円の増額補正です。これは高額療養制度の基準見直しに伴うシステム改修に係る交付金で、こちらにつきましても、歳出予算にシステム改修として計上しております。全額補助であります。7 ページをお願いします。歳出です。総務管理費として 662 万 2,000 円の増額補正でございます。先ほどの歳入予算から充てられるコンピュータソフト変更及び修正手数料となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この子ども・子育て支援事業というのはどういう事業ですか。ほて、これどこから補助金来たんですか。国のこども家庭庁ですか。どこから来たんですか。その2点だけ聞いておきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

まず、この補助金についてご説明させていただきます。まず国の政策として、子ども・子育て支援制度というのが設けられ、子育て世帯を支える新しい連帯の仕組みとして、少子化対策に取り組む全世代、全経済主体に医療保険の保険料と合わせて令和8年度から徴収していくというのが、仕組みが。保険料というか、徴収していくことになりまして、具体的には児童手当であったり、妊婦支援給付金であったり、出生後休業支援給付金などの支援を国民健康保険料や後期高齢者医療保険制度や、その他医療保険に加入する方にご協力をいただくという事業になっております。補助金はこども家庭庁からいただくということになってございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これほたら、年額どのぐらいなんですか。こども家庭庁というのは年間予算が7兆円もあるんですよ。そこから出したらええだけの話でさ、何で国民から集めやなあかんのと。非常に、これはステルス増税やないですか、言うたら。ほんまにふざけたあると思うけど、これは幾らぐらいなるんですか。

○議長（福田忠由君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

今の試算で、8年、9年、10年と3か年の予定をされておまして、まず国民健康保険であれば、一応平均的に見ると、1人250円、1か月必要となります。ですので、1人であれば250円掛ける12か月なのですが、これは所得に応じて算定、恐らくされると思うのですが、低い方についてはそれなりの金額ということで、恐らく1人250円の12か月分で3,000円が必要となっております。ですので、家族が増えればその分の追加ということであります。また、18歳以下の家庭については、それは免除というかなくなりますの

で、その辺は子育てのほうに還元されるということになっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

先ほどの件なんですけど、これあくまでも国の事業なんだろうがないかなとは思いますが、ただ、先ほど漁野議員も言いましたように、健康保険からこういう名目で徴収するというのはいかがなものかなと私は思います。だから、会議があったときに、こういう名目で徴収するというのはいかがなものかなということは、町として、町長の考え方があるので町としては言えるのかどうか分かりませんが、ちょっと趣旨が違ふんじゃないかなと、保険料とこれと。だからそこら辺を、やはりもうちょっときちっと議論してもらって、市町村もやはり要望として、おかしいんじゃないかということぐらいは言っていたきたいなというように思います。

○議長（福田忠由君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

海野議員おっしゃるとおりであると思うんですが、実際にこの仕組みを見ますと、将来を支える世代を、やっぱり健康保険であつたり後期と、全ての健康保険に加入する人で支えようという、全体でという仕組みになっているようでして、私もそうは思うんですが、実際はみんなで若い世代を育てようというのが趣旨、根底にあるようでございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。原案に反対者の発言を許可いたします。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

原案に反対いたします。ステルス増税には私は大反対なんで、この原案には反対いたします。

○議長（福田忠由君）

原案に賛成者の発言を許可いたします。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。異議がありますので、本件は挙手によって採決します。議案第32号、

令和 7 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 1 号）は原案のとおり決定すること
に賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（福田忠由君）

挙手多数です。したがって、議案第 3 2 号、令和 7 年度特別会計太地町国民健康保険事業
補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

△日程第 2 0 議案第 3 3 号

○議長（福田忠由君）

日程第 2 0 議案第 3 3 号、令和 7 年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第
1 号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

令和 7 年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）についてご説明いたし
ます。1 ページをお願いします。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 7 2 万 8, 0 0
0 円を追加し、予算総額をそれぞれ 1 億 3, 5 4 2 万 6, 0 0 0 円とするものです。7 ペー
ジ、歳出からお願いします。今回は子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、総合行政シス
テム、後期高齢者医療保険システムを改修する必要がありますので、コンピュータソフト変
更及び修正手数料として 2 7 2 万 8, 0 0 0 円を増額計上しております。6 ページに戻っ
ていただいて、歳入、子ども・子育て支援事業費補助金としてシステム改修費の全額国庫補助
がありますので、同額の 2 7 2 万 8, 0 0 0 円を計上しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

これは国民年金の人からも取るんですか。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

はい、後期高齢者の方からも徴収することになっております。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。原案に反対者。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

原案に反対いたします。先ほどの国民健康保険事業補正予算と同様で、こんなステルス増税、ほで後期高齢者からも徴収するらて僕は考えられん。原案に反対いたします。

○議長（福田忠由君）

原案に賛成者の発言を許可いたします。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。異議がありますので、本件は挙手によって採決します。議案第33号、令和7年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

○議長（福田忠由君）

挙手多数です。したがって、議案第33号、令和7年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第34号

○議長（福田忠由君）

日程第21 議案第34号、令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第1号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。本補正予算は、広報営業担当として雇用いたしました地域おこし協力隊に係る予算構成を見直したものです。具体的には、当初では隊員の活動費等を一括してくじら浜公園分担金として計上しておりましたが、事業概要と業務実態に即し、くじらの博物館事業の歳出にそれぞれ活動費等を計上いたしました。歳入歳出の総額は、それぞれ5億1,487万1,000円で、総額の更正をしております。4ページをお願いいたします。歳出についてご説明させていただきます。全て地域おこし協力隊活動

に係る経費で、8節、旅費では83万5,000円を、10節、消耗品・印刷製本費等の需用費では計50万円を、17節、備品購入費では36万5,000円を計上しております。備品購入費につきましては、それぞれ隊員の日常的な業務から特に営業広報に係る活動に必要とする備品を計上させていただきました。18節、くじら浜公園分担金を180万円減額、各会議分担金を10万円計上しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この地域おこし協力隊、博物館の地域おこし協力隊員というのは、具体的にどういう仕事をしているんですか。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

地域おこし協力隊として、主に広報と営業の仕事に就いております。今までの実績と、あとはこれから予定している業務について簡単にご説明させていただきます。旅行業関係商談会、セールス会への参加、旅行業宿泊業関係事業者の営業対応、広報営業業務に係る市場調査とそれに基づく戦略的な営業先・方法・企画等の立案、営業用資料の作成、経営戦略の策定、その他もろもろ、営業に係る業務を中心に活動する予定となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

当初、くじら浜公園で計上していましたよね。博物館の今度は博物館費で財源更正ということなんですけれども、ちょっとまだよく分からないんですけど、くじら浜公園というのは過去、一応、宣伝とか広報活動のために、白鯨があった当時、植物園もあった当時なんですけど、この3者がいろいろな営業活動をしに行ったという経過がありますよね。今もその名残があって、くじら浜公園というのは観光PRのための公園の予算だと思うんですよね。今、話を聞いてると、どちらかといえば営業活動なんですね。だから、これをあえて博物館に替えたということが、ちょっとまだ意味的に説明ではよく分からないんですけども、再度、もう一度説明してください。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

地域おこし協力隊、実務として観光の営業活動という部分も見方によってはあるのですが、

一応、特別交付税の対象の事業となっておりまして、そちらの趣旨から言うと、お客様を呼ぶ営業活動というよりは、地域の情報を発信するアピールのほうの事業となっておりまして、その中で、こちらとしてもくじら館の営業という感覚を持っている職員ももしかしたらいるかもしれないですが、地域おこし協力隊としては、一応、こちらの魅力を発信していただいているというところの事業をやっていただくという考え方の下に、くじら館のほうで取り直したという次第です。県のほうにもちょっと相談したのですが、やはり特別交付税としてもらう以上、そのお金をほかの団体に渡すというのもちょっと説明が難しいのではないかと、このところで整理していくと、営業活動するわけではなく、こちらの地域の魅力を発信するためにいろいろ行っていただくという、お仕事をさせていただくということで、こちらへ取り直しさせていただいた次第です。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

そうしたら、特交の意味からこれが適正であるということで、財源更正して取り替えたということですね。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

議員おっしゃるとおりです。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第34号、令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号、令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第２２ 議員派遣の件

○議長（福田忠由君）

日程第２２ 議員派遣の件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議員派遣の件を採決します。お諮りします。本件はお手元に配付のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり決定いたしました。お諮りします。ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その扱いを議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その扱いを議長に一任することに決定いたしました。休憩します。２時３０分に再開します。

休憩 午後１時５１分

再開 午後２時３０分

○議長（福田忠由君）

再開します。お諮りします。ただいま、各常任委員長より閉会中の継続調査の申出があります。これを日程に追加し、追加日程第１として、各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、

議題とすることに決定いたしました。

△追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（福田忠由君）

追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。各常任委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第23 一般質問

○議長（福田忠由君）

日程第23 一般質問を行います。三原勝利君ほか2名の諸君より通告がなされております。順番に発言を許可いたします。7番、三原勝利君。座ったままでも大丈夫です。

○7番（三原勝利君）

ありがとうございます。貴重な時間を議長から与えていただき、心からお礼を申し上げます。一般質問は一問一答というのが普通の形ですが、今回は一括ということで質問をさせていただきたいと思います。考えてみますと、2年前でしたかね、同じ問題提起でこの一般質問をしたことがあるんですけど、あのとおり、このITというか、こういう問題についてはまだ十分定まってない方向づけがあった中で、一体どう取り組んだらいいんかということが新聞などでいろいろと報道されまして、私も朝日新聞を愛読していたんですけど、朝日新聞の解説なんかを見ても、これがどういう方向に向かうか分からないというような解説が多い中で、そういうものを信じた中でいろんな活動をしてきました。しかしこのAIと言うんですか、これはもう現在はむしろAI自身が国を動かすまでに発達して、いろんなところでこれがもう横行していると。アメリカなんかにおいてもこの問題でいろんな問題が起こっており、世界でもこれについていろんな問題が提起されております。私はこの小さい太地の町でこれを云々するつもりはないんですけども、一応行政として、こういった問題にどう取り組んでいるか、どう認識されているかということを共に語り合って、質問の一端にしたいと考えています。まず質問の第1点なんですけど、この行政の対応ということで、これはただいま終了しました定例議会の中の議案の中にも、こういう問題について詳しく法に

基づく関係が話されておりまして、この部分について具体的な点は省きたいと思いますが、
ども、現在役場の職員の中で、育児、それから高齢者介護、こういうことに絡んで長期にわたって休みを取る、法律に求められたこととは別に、長期にわたって何というか、介護の期間を必要とするというような職員がいらっしゃるかどうか、その実態を伺っておきたいと思っています。それから、二つ目のマイナンバーカード。これもまたいろんな議論があったんですが、これが今どこまで、私たちは申し込んで、カードを頂いて、それまでというつもりだったんですが、現在このカードがもういろいろな形で利用が生まれてきている。特に私なんかは、特に医療なんかについて、健康保険証に代わるものとしてマイカード、また運転免許証に代わるマイカードということで、マイカードがどんどんと生活の中に染み込んできて、国もこの方向において、個人のいろんな問題をここへ集約してしまいたい。例えば財産とか、貯金とか、そういったことまで含めて、このマイカードに収めておきたいという動きがありまして、これについては私は心からそれに賛成するわけではないんですが、マイナンバーカードはそういう方向に進んでいるという実情があるかと思っています。これで質問で申し上げましたように、行政の皆さんの中で、この育児、高齢者介護、これについてどのような対応をされて、実情としてはそれにどう関わっておられるかということについて、1点お答えをいただいております。それから、教育に関係する中ですが、このAIを含むこの状態について、教師自体がどのようなレベルアップを図っているか。子供たちにiPadを渡して、どんどんこういった情報がもう先行して、教科書を読んだり、黒板を読んだりというよりも、そういったもんでの情報が子供たちに先に入ってしまう中で、教師は教師として非常にいろいろの困難を抱えていると思うんですが、これについてのレベルアップを教師の中ではどういう形で考えられ、実際しておられるかということについて1点伺っておきたいと思っています。それから、介護に対応、これも教師として、そういった中で、両親とか家庭の中で、介護にどう関わっておられるのか、いろんな実情があるかと思っています。具体的な例があれば教えていただきたいと思っています。それから現在、幼保を含めて、小学校・中学校の子供たちの人数です。これは何年生が何人ということは要りませんから、全体として子供たちが現在太地で教育を受けている、その状況の人数を教えてください。それからもう一つは、階段昇降機と自分なりに名前をつけたんですが、こういう形になって、役場の2階へ上がってくるのについては、もう階段をなかなか簡単に上がれない状態で、そしたら、ああいう形でこの昇降機をつけていただいた。だけど、口の悪いのは、おまえのためにつけてくれたんやないかというような話もあったんですが、現在、それがどういう形で利用されているか、私は先日も含めて、これを使って2階まで上げていただいて、ここへ立っているわけですが、この階段の使用状況について伺っておきたいと思っています。以上、簡単にこういうことなんですけども、思い返せば

私も13期、町会議員を務めさせていただきました。町長とすれば、庄司五郎町長、脊古町長、濱中町長、そして現在の三軒町長と4人の町長にいろいろと導かれて議会活動をやってきたわけですが、特にこの三軒町長とは、もともといろんな形で口論したりしたんですけれども、最終的には町村合併を含め、鯨問題、太地駅問題等で、本当に歩みを一緒にしてきております。皆さんの先頭に立って、町長をはじめ町職員の皆さん、住民の皆さん、まちづくりのためにいろんな形で努力されてきた経緯については、本当に心から感謝とお礼を申し上げたい、その気持ちでいっぱいでございます。そういう経過の中でこの一般質問、まとまりのない形なんですけど、お答えいただける点があったらお答えをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

私のほうからは、まず1点目の行政の対応、育児休業とか介護休暇の関係についてちょっと答弁させていただきます。うちの職員の中で、今、育児休業を実績として取っている職員は、4名取っております。あと、介護休暇のほうは1名、取得した職員が1名おります。あと私のほう、2点目の階段昇降機の利用実績のほうなんですけれども、税金の申告相談時期、2月から3月までにかけてあったんですけれども、そのときには利用されている方がありましたので、そういったことで2階へ上がるときにちょっと階段えらいなという方は、実際に利用している状況があります。以上です。

○議長（福田忠由君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

私のほうはマイナンバーカードの進捗についてちょっとお話しさせていただきます。マイナンバーカードを一応、令和6年6月13日のちょっと集計をさせていただいたところ、去年76.7%という取得率がございまして、それでは今現在とはなると、6月10日にちょっと集計したところ80.2%という結果になっております。僅かには伸びてきているということでございます。マイナンバーカードの利用状況なんですけれども、本人確認というのが一番大きなことでありまして、金融機関での口座開設であったり、住民票の取得であったり、利用していただいているというのが現状で、健康保険証というのもやっぱりちょっとなかなかついてきていると。これを見ますと、国民健康保険、今681人の方が一応おるんですけれども、この方の510人が、74.9%の方が紐づけられているという状況がありまして、この辺もやっぱり進んできているんだなというふうに感じることができます。また、確定申告に使うということもできますし、あと役所に行かなくても転出の手続がマイナンバ

一カードによってできる、そういうこともございます。また、令和7年3月24日からなんですけれども、運転免許証、今日の議会でもありましたが、運転免許証に連携させられるような仕組みが始まっているというところがございます。また今後、令和7年5月26日からなんですけれども、戸籍の関係で振り仮名の届出というのもこちらのマイナンバーカードでできるということになっています。またほか、年金の手続等もございまして、これからの広がりがあるということがマイナンバーカードというふうに考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

橋爪教育長。

○教育長（橋爪 健君）

デジタル化及びA Iについての学校教師の対応について話をさせていただきます。学校におきましては、何か新しいことの取組に関しては、それに関して県の教育委員会のほうが効果的な利用方法や、特にそれだけでなしにデメリットが必ず出てきます。それについての研修を行い、その研修を受けた職員が後日、各校で伝達講習を行い全体に伝えるという、こういう形で研修を行っています。あとは個人研修であったり、校内研修であったりということなんですけれども、特にデジタル化につきましては、平成の初めに各学校にパソコン教室ができ、そして令和に入ってから、特にコロナ禍、学校に來れない状態が続きましたので、そのときに1人1台C h r o m e b o o k、この辺ではC h r o m e b o o kと言っています、小さな、コンパクトなパソコンなんですけれども、それを生徒全員に渡して、デジタル化というのがもう急激に進んだ状態です。小さな学校におきましては、それを使ってオンラインで授業をしている、そういう状態もあります。あと、A Iについてなのなんですけれども、学校におけるA Iというのはほとんどまだ普及されていません。今現在、A Iについて先進校が研究をしている状態で、その後、それを全体に広げていくという、そういう状態なので、特にメリットもあると思うのですが、恐らくニュース等で聞いていると思いますけれど、デメリット、恐らく子供が宿題をA Iでするのではないかと、恐らく、要するに聞いていますと、読書感想文等は本のタイトルを入れればA Iが作ってくれるのではないかと、いろいろな問題点もありますので、学校に関しましては、A Iについてはこれからのことかなというふうに思っています。あと、介護の対応なんですけれども、学校の仕事の性質上、非常に長期の休みというのは以前は取りにくい状況だったんですけど、最近ではかなり取れているように思います。具体的に言えば、通算で6か月取れるようになっています。その6か月は、最大3分割して取ることができます。また、1日単位、もしくは1時間単位で取れ、4時間を超えると1日とみなされるというふうになっています。また、1か月以上休まれる場合には補助の教師が、1か月以上続けて休む場合には補助が取れるような、そういう状態になっています。以上です。

○議長（福田忠由君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

子供たちの人数ですけれども、こども園は５９名、小学校は１０２名、中学校２９名となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

答弁漏れはないですか。再質問があれば。７番、三原君。

○７番（三原勝利君）

それぞれ、分かりにくい質問に対して明快な回答をいただきありがとうございます。先ほど申し上げたように、私自身、皆さんのお力をいただいて、１３期５２年にわたって町議会を皆さんと共に進めてまいりました。最後の議会になろうかと思うんですけども、感無量であります。町長ともいろいろな議論をしながらここまで来たんですけども、この町の将来について、最後に町長のお気持ちも伺えればと思いながら、勝手な質問をしているわけでございます。一括ということであれば、こういうことなんですけども、一応、長い間お務めさせていただき、ご指導いただいて、退くわけでございますけれども、例のダグラス・マッカーサーという、日本の戦後を支配した独裁者的なアメリカの軍人がおりましたが、彼も朝鮮戦争の意見の違いから、最後は解任という形にありまして、彼が最後に吐いた言葉は、老兵は死なず、ただ消え去るのみという言葉を残したらしいですけれども、私はそうではなくて、町長と皆さんと共に、小さなとしびでもこの町を立派にしていくんだという気持ちがあれば、それをまとめた上で、皆さんと共にこれからも、退いた後も努力を重ねていきたいと思えます。勝手なことを申し上げて誠に申し訳ないんですけども、ご一緒した皆さん共々、代表した形で町長のお言葉をいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

三原議員、ご苦労さまです。たしか私は昭和５２年、初めて議会に２９歳のときに当選させていただきました。たしか三原さんは４８年の当選だと思いますが、私より１期早く当選してきて、その頃の太地の状況というのが県下一政争の町で、もう本当に町は荒れ、議会も非常に厳しい議会だったと思っております。また、我々は三原議員さんや、三好さんや、岸野さんや、いろいろ新人のモデルになるような議員さんがおられて、切磋琢磨しながら、また特に三原議員さんと私はいろんな議論を激しくやった経過がありました。議員のこの生活給とか、生活給ではないとかという議論から、いろんな議論をやって、一番激しくやったのではないかな、対立したのではないかなと思っております。ただ、最後の頃に席が隣り合わ

せになったということが一つのきっかけになって、隣り合わせで三原さんと話をする機会が多くなりまして、たまたま意見の一致を見たり、特に町村合併のときには激しい、たしか関連予算で、議員の多数決で1票差だったのではないかなと、間違いではなかったらそう記憶しているのですが、そういう激しい議論の中で、いろいろな個人的な感情はあるにしても、三原議員さんが我々と共に合併反対ということで力を合わせてくれ、その中で30年計画と一緒につくって、住民の皆さんが非常に心配している中で、この町が合併しないと潰れていくんだと言われた中で、30年計画を、あの当時7人だったですかね、それを住民の皆さんに示して、また私が町長選に出たときは、我々が納得なものですから、三原さんが街頭に出て、一生懸命これからの30年計画のまちづくりを訴えてくれたのを今でもよく覚えております。私は長い間、またIWCということで海外に出て行っていただきました。非難もありましたが、今の水産庁、国の太地を見る目から見たら、あのときの行動が正しかったんだなと今でも思っております。また、本当に思い出したら、本当にいろいろなことがあったなという、この前のように思い出しますが、本当に住民の皆さんが心配しないように、30年計画でようやく20年来ました。町が潰れていくんじゃないかと、今になっても言っている人がおりますが、我々は今日、海野議員さんにも質問していただきましたが、減債基金の問題とか、将来町民が心配しないように、そういうことでやってきたんだなと思っております。今もあの頃の合併のときの人たちだったらよく分かっているんですが、この議会を見ても、ほとんどもう合併のあの厳しさのときの人はいないんですね。それが非常に、これからの町のことについて心配なことがあるなと私は思っております。あのときも、狼少年みたいにビラを出して、町がもうさも潰れていくような、さも危機的状態だというようなことをあおって、そういうことについて今20年来て、また、今でも町が大変なんですよ。大変なんですよ。だけど、大変だけでも、やりくり上手なお母さんとして、町の町民が豊かになればいいんじゃないかということについて、三原議員と共に力を合わせて今日まで来たと。特に私は町長になりたてのときは非常に厳しい状況の下、町長になりました。議長にたしか海野議員がなられて、その後、三原議員がなられました。私はその政策で、国との、県とのパイプが全て切られていたわけですね、あのときは。もう何のパイプもなかった。そのとき私は議長をお願いして、三原さんと共に全ての出張について、私たちがどういうことを求めているのか、どういうことを向こうが回答しているのかということについて、大変迷惑をかけたのですが、全て一緒に、国内の陳情も、海外の出張も全て一緒に行ってまいりました。よく三原さんが東京からの帰り、よかったね、本当に陳情してよかったね、失敗したことは1回もないねと言ってくれたのが今でも記憶に残っております。私は最初の出会いは激しい対立の間柄だったんですが、最後に2人で力を合わせて、この町のためにやってきたということは、私は本当に三原さんに感謝の気持ちでいっぱいであります。今後とも、議会を辞められても、

皆さんのよきアドバイザーとして、今後とも三原さんの活躍されることを思っております。また、健康に留意されて、町のためにいろいろまたアドバイスをしていただければありがたいなと思っております。本当に長い間、13回も当選するということは、本当の選挙の苦しみというのは選挙に出た者じゃないと分からないです。家族も全体的になって、非難も受けます。その中で13回、全て当選してきたということを、本当に心から敬意を表したいと思いますし、今後とも元気で、たまには顔を見せていただければありがたいかなと思っております。長い間ご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

○議長（福田忠由君）

三原さん、再々質問は。

○7番（三原勝利君）

これで終わります。

○議長（福田忠由君）

三原勝利君の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

△延 会

○議長（福田忠由君）

本日はこれで延会します。明日は午前9時より会議を開きます。お疲れさまでした。

延会 午後2時56分

太地町議会議員 福田 忠由

太地町議会議員 森岡 茂夫

太地町議会議員 海野 好詔